Ⅱ 発達障害のある子どもの早期からの支援

発達障害のある子どもの早期からの支援について

喫緊の課題としての早期支援

発達障害者支援法が平成16年12月に国会で成立し、平成17年4月より施行された。この第1章第3条には国及び地方公共団体の責務として「障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ」発達障害の早期発見と早期からの発達支援に必要な措置を講じることが明記されている。

これによって、わが国でも発達障害のある子どもへの支援が法的な根拠をもってなされていくことになった。これまでも先進的に発達障害のある子どもへの支援を行ってきた地域等があるものの、全体としては発達障害のある子どもへの支援は、早期支援を含めて従来きわめて不十分であった。平成13年度からはじまり、平成19年度に関連する法令が施行された特別支援教育と併せて、今後は発達障害のある子どもへの支援を国及び地方自治体に求められている。

また、近年幼稚園や保育所において「気になる子ども」や「配慮が必要な子ども」についての 対応が課題となっており、小学校においても入学してきた子どもの中に教室での学習に参加する ことが困難な子どもへの対応が課題となってきている。このような「気になる子ども」や「配慮 が必要な子ども」の中には発達障害のある子どもも含まれている可能性があり、発達障害のある 子どもへの早期支援は、これらの現実として大きな課題となっていることへの対応につながるも のと考えられる。

このように、法的に国及び地方自治体に求められている責務として、また現実に対応が必要とされている現状に応じていくために、発達障害のある子どもへの早期からの支援の在り方そして早期からの支援を具現化するためのシステムを検討していくことは喫緊の課題である。本プロジェクト研究は、この課題に応ずるために行っているものである。

早期からの支援の重要性と有効性

就学前の時期は、子どもが自律や社会性、コミュニケーション、認知において多くのことを学びうる時期であり、就学後の学校での学習や集団生活の基礎を形成しうる時期である。脳科学的にみても神経細胞の間で信号伝達を行うための接点であるシナプスの増殖と不必要なシナプスの削除が活発に行われ、神経繊維が効率的な信号伝送と行うための髄鞘化が生涯の中で最も活発に行われている時期であり、この時期には環境が大きな影響を持っていると推測されている。

しかし、発達障害のある子どもの場合には適切な支援がないと、これらのことを十分に学んだり形成できず、さらに不適切な環境にあった場合には情動の不安定さや孤立、望ましくない言動等の二次的障害が生じることがある。この場合には、適切な支援があれば可能であるはずの就学後における学習面や社会性等の様々な面での発達に著しい困難を抱えてしまうことになる。

このようなことから、早期支援の重要性については従来から指摘されてきたところであり、わが国においても先進的に取り組んできた地域があり、また諸外国においても様々な試みがなされてきている。その詳細については本報告書の他の項で紹介した。

早期からの支援の有効性については、その検証には長期間が必要なことや検証の方法における様々な困難さから、わが国における報告は少ない。米国における早期支援の報告は多いが、現在では人口の約18%に達する貧困層の子どもへの早期支援に関するものが多く、また数量化等の明確な根拠は不十分なものも多い。しかし、Head Start のように50年以上の歴史を持つ全国的に

展開された早期支援の試みや、Perry preschool project のように 30 年以上継続的に活動しているものがあり、これらの対象児には発達障害のある子どもが 10%以上は含まれているとされ、長期的な有効性についての報告がなされている。Perry preschool project では、多くが 0 歳から支援を受けた子どもたちの 27 歳時点での調査報告をしており、それによると、対照群と較べ高収入の職に就いている割合が高く(月に 2000 ドル以上の収入のある人が対照群の 7%に対して 29%)、高学歴で(12 年以上の教育を完了した割合が対照群の 13%に対して 36%)、より自立し(社会福祉サービスを受けている人の割合が対照群の 80%に対して 59%)、逮捕歴が少ない(5 回以上の逮捕歴は対照群の 35%に対して 7%)等を早期支援の有効性の根拠としてあげている。

この Perry preschool project では早期支援だけでなく、長期間にわたって継続的な支援を行っている。Perry preschool project の成果は、発達障害のある子どもが持っている可能性をできるだけ伸ばし、充実した生活を送って十分な社会参加ができるようになるためには、発達支援ができるだけ早期に開始されること、それが学校教育へとつながって適切な教育的支援がなされ、就労等の社会参加に際しての支援に至るまでの一貫した支援が必要であることを示している。

発達障害のある子どもの早期支援で考慮すべきこと

発達障害のある子どもの早期支援が喫緊の課題であり、その重要性は高く、その有効性も高い可能性があることは先に述べた通りであるが、発達障害の諸特性による早期支援の際の困難さがあり、それには以下のようなことが想定される。

1. 早期の判断・診断における課題

発達障害はその症状にスペクトラム性(連続的な違いであること)があることや、症状が明確になる時期が障害種別や個々の子どもによってかなり違いがみられることから、確定診断ができる時期が徴候のみられる時期よりもかなり遅くなってしまうことが多い。このため、確定的な判断や診断に基づいて支援を開始すると、できるだけ早期に支援を開始することが困難になる可能性が高くなってしまうことになる。学習障害についてみると、徴候は句として音声言語を使えるようになる 2〜3 歳頃にみられるようになることが多いものの、その確定的な判断は、厳密には就学後にならなければできない。ADHD についてみると、多動等の徴候は 2〜3 歳頃からみられ始めるものの、その確定的な判断・診断は、その症状が学校のような場面で著明に現れるとされており、確定的な判断・診断は 5 歳前後かそれ以降になることが少なくない。自閉症については、近年の早期徴候に関する研究の成果等により 1 歳〜2 歳である程度の発見が可能になっているが、確定診断については 4 歳前後になるとされている。

徴候として症状が発現してからできるだけ早期に発達支援を行うためには、この早期の判断・ 診断における困難さを考慮に入れて対応策を検討することが必要と考えられる。

2. 保護者の受け止めにおける課題

発達障害は障害として一般に十分に認知されていない面もあり、また子どもが幼い時期に障害として認めることは保護者にとって非常に大きな心理的負担となる。さらにその早期の症状は、他の子どもに比べて一部の発達が少し遅れているだけで個人差の範囲ともみられるような場合が少なくない。先に述べたように、早期の徴候から判断・診断することは一方で不必要な障害の認定をしてしまうリスクも孕んでいる。

このことを十分に検討し、保護者の心理的負担が過重になることを避けつつ、できるだけ早期 から適切な支援ができるような方策を考えていく必要がある。

3. 多くの機関や人が関わることによる課題

発達障害のある子どもの早期発見から早期支援に至る過程では、様々な機関や人が関わることが多い。これまでの早期支援では、保健、福祉、医療、保育、教育等で行われる支援が個々の機関で別々に行われていることが多く、相互に連携して一人ひとりの子どもについて一貫性のある効率的な支援になっていないことが少なくなかった。このためもあり、就学後の支援に適切につながっていない場合も多くみられていた。

今後は関わる機関が相互に連携し、一貫性があり効率的で、発達障害のある子どもや保護者に とって利便性の高い支援の方策を考えていく必要がある。このような方策は早期支援から就学後 の学校における支援、社会参加における支援にも一貫性をもってつながっていく方策であること が必要であると考えられる。

(文責:渥美義賢)